

秩父市農業委員会 令和4年第8回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 8月22日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 8月22日(月) 午後2時51分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 15名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員3名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	-
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	
7番	横 田 友	欠席		第4 区域	齊 藤 稔	
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	
					木 村 雄 一	

印 農業委員会長      印 会長職務代理者      印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案台37号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 議案台38号 農地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案台39号 農地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	川 上 貴		主席主幹	小 嶋 祥 弘	欠席
参 与	宮 前 房 男		主 事	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	書記
主 事 補	見 澤 俊 亮				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（桑東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（桑東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（桑東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**川上事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中3名です。（コロナ感染予防のため、担当意見の無い農地利用最適化推進委員は出席を求めない）

**議長（桑東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（桑東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（桑東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。4番 加藤勝市 委員 及び 5番 笠原倍吉委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の笠原主査及び川上主事を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（桑東男会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

**川上事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。1件報告いたします。

1の番号1でございますが、本日の議案第38号、第39号に関連する同一の土地について、賃貸人・賃借人において直接賃貸借契約していた土地を、埼玉県農林公社においてかかわる農地利用の集積と配分に伴う同意解約によるものでございます。

**議長（桑東男会長）** 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（桑東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいただきます。

川上事務局長

【議案説明】

議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書1ページ 番号2土地の所在ですが字下原の下と原の間に小さくカタカナのモを追記してください。

議案書2ページ農地法第4条の規定による許可申請でございますが、番号1、申請者の氏名 の が の字でございます。同じく土地の所在ですが、下影森の下に上影森を追記してください。字の部分は の下に を追記してください。 番、 番 が下影森。 番、 番 が上影森分となります。

議案書3ページの議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について番号2の段 譲受人 株式会社の が漢字ではなく、カタカナの に訂正をお願いいたします。

議案書6ページ 議案第39号 農地利用配分計画の意見についてですが、番号2となっております。番号1に訂正をお願いいたします。また借受人(株) と記載してございますが、(株)・・・ の前で、 の前に・・・の追記をお願いいたします。

それでは、令和4年 第8回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について	が 2件
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について	が 1件
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について	が 4件
議案第38号 農地利用集積計画の決定について	が 1件
議案第39号 農地利用配分計画の意見について	が 1件

以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（桑東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第35号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議長（桑東男会長） 次に、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

事務局（宮前参与） 議案書1ページをお開きください

私からは、番号1 について、説明いたします。

本案件につきましては、令和4年 第7回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第17条 第2項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出であり、譲渡人との協議が成立したことから、このたび の申請となりま

した。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図 議案第 35 号 番号 1 別所 をご覧ください。

申請地は、別所 字 田 筆  $m^2$  と 同所 畑 筆  $m^2$  の計  $m^2$  で、・・・のメートル付近に位置し、令和 1 年、相続により取得した土地です。譲受人は、申請地の 40m 圏内に居住しており、市民農園で 5 年の農作歴があります。作付計画では、白菜・トマト・ネギ・ジャガイモ等季節ごとの野菜及びあんず・スモモ・栗等の果樹栽培を計画しております。既に耕運機 1 台を所有し、今後草刈り機 1 台を購入し、畑の管理を行うものです。説明は以上です。

**事務局（川上事務局長）** 番号 2 について説明します。

本案件につきましては、令和 4 年 第 7 回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第 17 条 第 2 項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾 字 畑 筆  $m^2$ 、昭和 5 4 年に贈与で取得した土地です。お手元の資料をご覧ください。申請地は・・・の m 付近に位置し、・・・に隣接しております。申出者が昭和 5 4 年、贈与により取得した土地です。譲受人は、申請地に隣接した土地を自己用住宅建築のため取得し、新居を建築中でございます。譲受人は農業経験はありませんが、入居と併せて新規就農を予定しています。作付計画では、ジャガイモ、玉ねぎ、トマト、キュウリ等季節ごとの野菜を栽培する計画です。面積も  $m^2$  であり、就農は可能であると見受けられます。説明は以上でございます。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4 番 加藤勝市 委員** 4 番加藤です。議案第 3 5 号 番号 1 について意見を申し上げます。詳細については、ただ今事務局より説明がありました。該当農地の有効活用が図れることが期待できますので私は賛成いたします。なおこの件は農地法 3 条案件ですので、推進委員さんのご意見を尊重してご審議、決定をお願いいたします。

**1 区 吉川 稔推進委員** 1 区の吉川です。この案件ですが、事務局説明のとおりです。また加藤委員さんが申し上げたとおりで、特に問題は無く良いことだと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

**1 2 番 豊田恵男委員** 1 2 番豊田です。議案第 3 5 号番号 2 の案件ですが、事務局の説明とおりです。先月、別段の面積の見直しで審議した土地です。隣接地は宅地、作付計画は野菜ということで（申請者は）・・・歳で意欲が有ると思われまますので、見守りたいと思います。なお気になる点として、30 年の賃貸契約、譲渡人が 歳ですので、この賃貸契約についてご審議をお願いいたします。あとは倉林推進委員の意見を聞きたいと思います。ご審議、宜しく願いいたします。

**2 区 倉林幸男推進委員** 2 区の倉林です。現地を豊田委員さん、事務局と確認しました。6 月の総会での議案に申請された 5 条の自己用住宅及び倉庫の建設で分筆をした残りの土地であろうと思いますので、先ほどの事務局、豊田委員さんの説明のとおり問題は無いと思いますのでご審議、

よろしくお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** はい。設楽委員

**13番 設楽治男委員** 13番設楽です。

番号2の賃借権設定について30年と有りますが、法律で賃借権は20年と定められていると思いますがいかがでしょうか。30年は（建物などの）地上権があると思います。太陽光発電設備なども20年と決めていると思います。法律は20年となっているが当事者同士の契約であれば良いと思いますが、事務局で調査し、来月の総会で報告をお願いいたします。

**事務局（川上事務局長）** 調査して次回の総会で報告いたします。

**議長（糸東男会長）** 議案第35号についていかがでしょうか。

（異議なしの声有り）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第35号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第36号上程 農地法第4条の規定による許可申請について 1件)

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第36号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（宮前参与）** 議案書2ページをお開きください。

私からは、番号1について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図 議案第36号 番号1 下影森 をご覧ください。申請地は、下影森 字 畑 筆  $m^2$  と 上影森 字 畑 筆  $m^2$  の計 筆  $m^2$ です。……の  $m$ 付近に位置し、昭和39年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、……です。申請事由ですが、本申請地は昭和46年と昭和47年に農地転用許可を受け……棟を建築しましたが、老朽化に伴い平成 年・ 年に取壊しました。工事完了届及び土地地目変更登記をしなかったことから、新たに、敷地の有効利用を図りたいと……の建設のため、農地転用許可申請がなされたものです。施設は、エレベーター1基を備えた2階建てで、居室は1階に 室、2階に 室の計 室で、共用スペースとして食堂・デフロアを備えていますが、利用者は入居者のみに限られた施設となります。隣接地に農地は無く、資金計画も整っており、問題はないと考えます。なお、その他関係法令に基づく手続きとして、秩父市開発行為に関する指導要綱に基づく事業計画事前協議申出に係る手続きが必要となりますが、現在手続き中です。現地を確認したところ、建物の取り壊し後の更地の状態です。以上です。

**議長（糸東男会長）** はい事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 4番加藤です。36号議案番号1ですが、ただ今、事務局から説明のあったとおりですが、（前の住宅を）取り壊す前に手続きを行い、地目変更登記が成されていれば、ここで

新たに皆さまにご協議いただく事は無かったと思われま。しかし建物を取り壊ししてしまったことから、改めて畑を（地目変更し）・・・の建設を行う申請だと思ひます。市街地でも有りま。すし、3種農地。以前は棟の・・・が建てられていた、ということで申請書類も整っていることを考えますとやむを得ないと判断をいたします。皆様のご審議をお願いいたします。

なお、会長にご教示をお願いいたしますが、下影森と上影森が同じ申請の中で表示されていま。すが、下影森の中に、飛び地として上影森が入っていると判断したのですが、会長は影森にお住。まいですので、ご指導いただきたいと思ひます。

**議長（衆東男会長）** 以上が、担当委員の意見でした。

案内図の実戦の下側と右が上影森、また少し離れると下影森。この近辺の一部に上影森が有り。ます。過去に、上影森の住者が下影森に土地を所有していると、そこは上影森として登録した。ようです。またの逆、上影森の中に下影森もあります。

これより議案第36号にに対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺いま。す。

**議長（衆東男会長）** 第36号に関する質疑 又は 意見はありま。せんか。

**議長（衆東男会長）** ほかに質問等はございま。せんか。

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めま。す。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決を。いたします。議案第36号について賛成をする諸君の挙手を求めま。す。

（挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とする。ことに決しました。

議案第37号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （4件）

**議長（衆東男会長）** 次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題。といたします。事務局に議案の説明をいたさせま。す。

**事務局（川上主事）** 議案書3ページをご覧ください。私からは番号1について説明しま。す。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は畑筆m<sup>2</sup>の内m<sup>2</sup>で、平成30年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は・・・に約m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の。対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は共同住宅の。建設です。

申請事由ですが、譲受人及び譲渡人は共に就業しており、農地として土地を管理していくことが。難しいため、生活環境が整っており利便性もある当申請地に共同住宅を建築したいとして申請。されました。計画では、申請地上に共同住宅1棟を建築する予定です。

資金計画も整っており、また、隣接には譲渡人以外の農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じ。ることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の状態となってい。ました。説明は以上です。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図 議案第37号。番号2 上影森 をご覧ください。申請地は、上影森 字 畑 筆 平方メートル。で、・・・から m付近に位置し、譲渡人が平成8年に相続により取得した土地です。立地。の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目。

的は、1区画の宅地分譲です。申請事由ですが、申請地は、駅・小中学校、病院等の公共施設に近く、地区の中心部に近接していることから、住宅地として適した土地であることから、住宅建設用地として販売するものです。なお、申請地は公道に接道していない土地ですが、位置指定道路所有者の持分を取得する契約を締結し通行すること、上下水道は私設の上下水道管に接続する同意を得ていること、また、隣接地に農地は無く問題は無いと考えます。

現地を確認したところ耕作されていない農地でした。

**事務局（川上事務局長）** 番号3と4の案件について説明をいたします。

3番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はお手元に配布した資料をご覧ください。申請地は、田村地内で、から約 m付近に位置する、土地でございまして、現地の状況から、2種農地と判断いたしました。豊田委員さん、倉林推進員さんと先日、現地確認をしたところ、保全管理されている状態でした。次に、転用の目的ですが、譲受人は、等の建設会社であり、の及びm r 建設のため、資材置き場及び進入路として一時転用の申請をしたものです。なおこの土地の一部、約・m<sup>2</sup>の携帯電話のとが建設される予定です。公共インフラの整備であるため、法の定めにより転用申請は不要です。申請地は、保全管理の状態でありました。工事完了後は現状復帰し、一時転用に伴う問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていることから、問題はないものと思われま

次に4番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。案内図は手元に配布いたしました資料をご覧ください。申請地は、付近でございまして。また申請地は令和4年2月に農業振興地域より除外されており、現地の状況から2種農地と判断いたしました。本申請は6月総会、議案第27号、第28号において、農地法4条、5条による転用許可についてご審議いただきました案件でございまして。譲受人の変更を生じたことから、取り下げ申請がされ、改めて本総会での申請がされたものでございまして。譲受人は、家族で夫の父親が所有する住宅を借りておりましたが、手狭になってきたこと、また将来は独立し、の開業を希望していることから、のため申請したものでございまして。先日現地を確認しましたが、保全管理されている状況でございました。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番 青野孝司委員** 9番青野です、番号1について意見を申し上げます。内容は事務局から説明されたとおりです。当該申請地は保全管理の状態にあり長期間に渡り耕作されていない状況が見受けられました。譲受人は共同住宅1棟を建設したいとの事ですが周辺には、等も建ち並んでおり市街化が著しい地域であることからやむを得ないと感じます。ご審議の程、宜しくお願

**4番 加藤勝市委員** 4番加藤です。番号2ですが詳細は事務局から説明のあったとおりです。案内図を見ていただきますと、宅地分譲地として整理されているその一画が今回の案件です。mの位置指定道路に接しており申請地の北側が雑種地になっていることから、宅地として利用されるとの事でやむを得ないと判断をいたしました。ご審議お願いいたします。以上です。

**12番 豊田恵男委員** 12番豊田です。3番4番について説明いたします。先日、事務局と現地を確認しました。3番は保全管理されており、工事用地としての一時転用なので、隣接地の承諾も

得ていることから問題は無いと思います。

4番ですが、第6回の定例総会、議案第27号農地法4条、28号農地法5条の許可申請であった許可申請です。申請者は、資金計画にご主人の氏名が記載されていたことから埼玉県  
の指導により5条案件で農業委員会での審議をやり直すとのこと。ご審議をお願いいたします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 4番加藤です。4番の案件ですが、県からの指導で4条申請から5条申請とのことですが、その理由を説明してください。

**川上事務局長** 6月の総会で4条申請を、ご審議いただきました。資金計画の中にご主人の名前が入っているということで、ご夫婦であるが、別人格なので、埼玉県より5条での申請が望ましいとの指導があり、6月総会での申請を取り下げ、今回8月の5条申請に至ったものでございます。

**議長（衆東男会長）** この案件に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これよりお諮りいたします。議案第37号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** はい全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第38号農地利用集積計画の決定について

**議長（衆東男会長）** 議案第38号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をいたさせます。

**事務局（笠原主査）** それでは、番号1について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和4年8月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、下吉田 字

畑 筆 計 m<sup>2</sup>です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、・・・の 約 m付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和4年11月1日から10年間です。本案件は、諸報告1の番号1で報告した申請地となります。申し訳ございませんが諸報告では地番が・・・となっておりましたが、議案書の地番・・・が正しい地番です。本案件の貸付人と、この後ご審議いただく配分計画の配分をうける者との間で農業基盤強化促進法による利用権設定がされておりましたが、合意解約が提出され、農地中間管理事業への切り換えを実施したいとするものです。本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することになります。

なお、現地を確認いたしましたところ、現地は保全管理がされている状況でした。

説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 上井克彦委員** 2番上井です。番号1の案件ですが、事務局説明のとおりでございます。現地を確認したところ、保全管理をされている状態でございます。以上でございます。

**5区 高田忠一推進委員** 推進委員5区の高田です。先日、上井委員さん、事務局と3者で現地を確認しました。保全管理されている状態でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** いかがでしょうか。ほかに質疑、意見がございませんか。

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号について、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、決定することに決しました。

議案第39号の内利用配分計画について

**議長（衆東男会長）** 議案第39号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（笠原主査）** それでは、議案第39号について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和4年8月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第38号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、配分を受けた後、を栽培する計画になっています。賃借期間については、令和4年11月1日より10年間で、賃料は10aあたり 1,300円です。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 上井克彦委員** 2番上井です。皆様に見て頂いております案内図、航空写真ですが、申請地の下部、縦線状になっている所、これが・・・の畑です。外国の生垣のような畑です。申請地もこのようになると思われます。以上です

**5区 高田忠一推進委員** 推進委員の高田です。上井委員さんと現地を確認しましたが  を耕作している会社が拡大するという事で吉田地区として良いことだと思います。・・・は人気のあるものでございますので良いことだと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

**議長（桑東男会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（桑東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号について、農用地利用配分計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

**議長（桑東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、意見なしとすることに、決しました。

議案39号の審議は終了しました。

#### 日程第8 閉議・閉会

**議長（桑東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして秩父市農業委員会 令和4年第8回定例総会を閉会いたします。